

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から40年2月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで

私が国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間①及び②については納付の事実が確認できなかったとの回答を得た。

しかし、申立期間①については、当時勤めていたA区内の飲食店の女将さんに勧められて、昭和36年10月ごろ、A区役所で届出をし、その後、3か月ごとにバイクか自転車に乗って同区役所へ行き、納付していた。

また、申立期間②についても、申立期間①と同様にA区役所で納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の直後の昭和42年4月から60歳に達する前月までの国民年金保険料はすべて納付している。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年6月11日から同年9月1日までの間に払い出されていることが推定でき、申立期間②は国民年金保険料を納付することが可能な期間であったことから、保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

さらに、申立期間②は6か月と短期間である。

一方、申立期間①については、上記の国民年金手帳記号番号の払出推定

時期から判断すると、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和39年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月30日から同年5月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、A社B出張所にて昭和39年4月30日に資格喪失し、同社C出張所にて同年5月1日に資格取得となっており、空白期間が生じている。

A社には昭和37年4月に入社してから平成15年11月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管している人事記録、健康保険組合の加入記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に申立期間も継続して勤務し（昭和39年5月1日に同社B出張所から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B出張所における昭和39年3月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月

30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から47年8月まで
私が国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和43年7月から47年8月までの期間は未加入期間であるとの回答をもらった。
実家は当時自営業で、家事手伝いをしていた。
父が家族の分をまとめて納付していたと思う。しかし、父は既に亡くなっているため、確認することができない。
兄や妹の分は納付の記録があるのに、自分だけ記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金加入手続と保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に亡くなっているため当時の詳しい状況は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和61年6月10日に払い出されているとともに、資格取得は同年4月1日であることから、申立期間については未加入期間となり、保険料を納付することはできない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年3月まで

私は、国民年金の加入手続や保険料の納付を自分で行い、納付が困難なときは申請免除をして、自分なりにきちんと管理してきた。保険料の額が当時100円であったこと、納付の際は印紙を貼る方式であったことを覚えているので、申立期間の保険料を納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年5月19日に払い出されていることから、申立期間の一部は時効の到来により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、この時点以降に申立期間の保険料を納付するには、特例納付又は過年度納付となるが、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は存しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は2冊ある申立人の国民年金手帳のうち1冊を、申立人の母が保管していたとしていることから、申立期間に係る母の国民年金保険料の納付を確認したところ、申立期間の昭和37年1月から同年4月までの保険料は46年3月31日に追納、37年5月から38年6月までの保険料は47年7月8日に特例納付されており、母が申立人の申立期間の保険料を納付していた可能性もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年5月までの期間、同年10月から63年3月までの期間及び同年11月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月から62年5月まで
② 昭和62年10月から63年3月まで
③ 昭和63年11月から平成元年3月まで

国民年金加入期間中の保険料は、A市役所の窓口で国民健康保険料と一緒に、ほとんど納付期限内に納めていた。

ときには遅れたこともあったが、何か月も遅れることは無く、納めなければならないものを放っておけない性格なので、未納は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入期間中の国民年金保険料は、A市役所の窓口で国民健康保険料と一緒に、ほとんど期限内に納付していたと主張するが、社会保険庁のオンライン記録によれば、納付日が確認できる平成3年4月から5年12月までの33か月分の保険料は、すべて現年度に納付されているものの、期限内に納付されているのは10か月分だけで、ほとんどが2か月分から6か月分をまとめて納付しており、申立人が主張する納付方法とは相違している。

また、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）においては、申立期間の保険料納付状況欄は空欄であり、申立期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 8 日から 9 年 12 月 25 日まで
私は平成 5 年 11 月から 9 年 11 月まで、A 市にあった B 社に勤務した。毎月の給与は 27 万円前後であったのに、標準報酬月額が 15 万円と 16 万円になっている。当時の給与明細書を所持しているので、標準報酬月額を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致している。

また、社会保険庁の記録において、標準報酬月額を減額改定している記載や不自然な訂正箇所は見当たらない。

さらに、当該事業所は既に倒産しており、事業主も亡くなっているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年11月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録の照会を行ったが、A事業所に勤務した期間のうち、加入期間は、昭和29年11月1日から31年3月31日までであるとの回答だった。

父が所持していた記録には、昭和29年4月から31年3月までA事業所技手との記載があるので、29年4月1日から同年11月1日までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していたB事業所作成の人事記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、当時の同僚は、申立人が在籍していたことは記憶しているが、採用時期、勤務形態、雇用区分及び厚生年金保険の加入の有無については、不明としている。

また、A事業所は、現在、C事業所に統合されていることから、同事業所に照会したところ、合併前の資料は保管されていないため、人事記録等の関連資料は無いと回答している。

さらに、申立人の長女は、亡くなった伯父(申立人の兄)が生前、申立人は臨時職員として採用され、はじめは仕事のある時のみの勤務で、その後正規の職員になったと話していたとしているが、正規の職員になった時

期について、申立人の長女の記憶は曖昧^{あいまい}である。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和29年11月1日に資格を取得した記載があり、健康保険の番号に欠番も無く、不自然な訂正箇所も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。